

たかおかの環境

令和 7 年度

高 岡 市

高岡市における環境の現況（まとめ）

項 目		調査地点等	令和 7 年度の現況と最近の傾向			環境基準の 適 否 (○) (×)
大 気	二 酸 化 硫 黄	1 常時観測局	年平均値	0.001ppm	ここ数年ほぼ横ばい傾向	○
	浮 遊 粒 子 状 物 質	1 常時観測局	年平均値	0.011mg/m ³	ここ数年ほぼ横ばい傾向	○
	微 小 粒 子 状 物 質	1 常時観測局	年平均値	8.0μg/m ³	ここ数年ほぼ横ばい傾向	○
	二 酸 化 窒 素	1 常時観測局	年平均値	0.003ppm	ここ数年ほぼ横ばい傾向	○
	光化学オキシダント	1 常時観測局	年平均値 (1 時間値の最高値)	0.035ppm (0.088ppm)	ここ数年ほぼ横ばい傾向	×（注意報 発令はなし）
	酸 性 雨	1 地 点	pH年平均値	4.6（3.4～5.7の範囲）	ここ数年ほぼ横ばい傾向	
	ダ イ オ キ シ ン 類	2 地 点	年平均値	0.0052～0.0055pg-TEQ/m ³	環境基準(0.6pg-TEQ/m ³)に適合	○
水 質	河 川	市内 11 河川	BOD(75%水質値)	0.8～1.6mg/L	ここ数年ほぼ横ばい傾向	○
	地 下 水 の 水 質	環 境 監 視 35 地 点	地下水水質	—	環境基準に適合	○
		戸 出 町 地 内	テトラクロエチレン	不検出	環境基準(0.01mg/L)に適合	○
	ダ イ オ キ シ ン 類	河川水 2 地点	測 定 値	0.13～0.25pg-TEQ/L	環境基準(1pg-TEQ/L)に適合	○
		地下水 2 地点	測 定 値	0.026～0.030pg-TEQ/L	環境基準(1pg-TEQ/L)に適合	○
騒 音	自 動 車 交 通 騒 音 (地 点 評 価)	道路に面する地域12地点	全ての時間帯で環境基準に適合 10地点(83%)			概ね良好
	自 動 車 交 通 騒 音 (面 的 評 価)	道路に面する地域における 全住居等6,623戸	昼夜ともに環境基準に適合 6,552戸(99%)			概ね良好
	自 動 車 交 通 騒 音 (要 請 限 度)	主要道路沿い13地点	自動車交通騒音の要請限度以下 13地点(100%)			
	新 幹 線 鉄 道 騒 音	県内13地点 (うち高岡市内 1 地点)	環境基準に適合は 4 地点 (30.8%) 超過は 9 地点 (69.2% 高岡市内 1 地点含む。)			県内の連絡会 議にて依頼中
振 動	道 路 交 通 振 動	主要道路沿い12地点	道路交通振動の要請限度以下 12地点(100%)			
悪	臭	9 事 業 所	規制基準を下回るが、臭気発生の防止を指導			
地	下 水	11 観 測 井 戸	年平均水位は、ここ数年横ばい傾向 (降雪時には消雪用井戸の密集する市街地で一時的な地下水位の低下が見られるが、春には回復)			

目 次

1	大 気 環 境	1
(1)	二酸化硫黄	1
(2)	浮遊粒子状物質	1
(3)	微小粒子状物質 (PM2.5)	2
(4)	二酸化窒素	2
(5)	光化学オキシダント	3
(6)	大気環境の保全対策	3
(7)	酸 性 雨	3
(8)	ダイオキシン類の環境調査	4
2	水 環 境	4
(1)	河川の汚濁状況	4
(2)	地下水の汚染状況	6
(3)	ダイオキシン類の環境調査	6
(4)	水環境の保全対策	7
(5)	浄化槽の設置状況	7
(6)	浄化槽管理者への調査、指導状況	8
(7)	合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付制度	8
3	騒 音	8
(1)	自動車交通騒音 (地点評価)	8
(2)	自動車交通騒音 (面的評価)	8
(3)	自動車交通騒音 (要請限度)	9
(4)	新幹線鉄道騒音	9
4	振 動	9
5	悪 臭	9
6	地 下 水	9
(1)	冬期間の注意喚起水位	11
(2)	保安林の指定面積	11
(3)	地下水の涵養の普及・拡大	11
7	公 害 苦 情	12
8	住宅用太陽光発電システム高度利用促進補助金制度	12
9	啓発事業	13
10	公 害 防 止 協 定	13
11	環境基本計画の推進	14
12	高岡市地球温暖化対策実行計画の推進	14
13	環境マネジメントの取り組み	15
	令和7年度実績	16

高岡市では、公害関係法令、環境基本条例、公害防止条例等に基づき、大気、水質、騒音、振動、悪臭、地下水等の環境保全対策に取り組んでいる。各種環境の現況については、概ね良好に保たれており、各種測定結果は概ね横ばいに推移している。

1 大 気 環 境（完全版 p8～p20）

大気の状態を常時監視するため、テレメータシステムを利用し、二酸化硫黄等の測定が行われている。

表 大気汚染常時観測局測定項目一覧表

項 目		二酸化	浮 遊	微 小	一酸化	二酸化	窒 素	光化学	一酸化	炭 化	風	風	管
区分	観測局	硫 黄	粒子状	粒子状	窒 素	窒 素	酸化物	オキシ	炭 素	水 素	向	速	
一 般	伏 木	○	○	○	○	○	○	○			○	○	県
自 動 車	大 坪		○	○	○	○	○		○	○			
排 出													
ガ ス													

(1) 二 酸 化 硫 黄

二酸化硫黄(SO_2)は、主に硫黄分を含む石油や石炭の燃焼によって生じ、ぜん息等の呼吸器疾患や酸性雨の原因となる。

伏木観測局の年平均値は、0.001ppmであった。

表 二酸化硫黄に係る環境基準の適合状況

単位：ppm

観測局	目 標 値（環境基準）	1 時間値 の最高値	日 平均値 の最高値	年平均値	日 平均値の 2%除外値	適合状況	
						短 期	長 期
伏 木	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	0.008	0.002	0.001	0.002	○	○

(2) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち粒径が $10\mu\text{m}$ （マイクロメートル）以下の微小なもので、大気中に長時間滞留し、肺や気管などに沈着して、呼吸器に影響を及ぼす。

伏木観測局の年平均値は $0.011\text{mg}/\text{m}^3$ であった。

表 浮遊粒子状物質に係る環境基準の適合状況

単位：mg/m³

観測局	目 標 値（環境基準）	1 時間値 の最高値	日平均値 の最高値	年平均値	日平均値の 2%除外値	適合状況	
						短 期	長 期
伏 木	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	0.073	0.045	0.011	0.027	○	○

(3) 微小粒子状物質（PM2.5）

微小粒子状物質は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち粒径が2.5μm（マイクロメートル）以下のもので、粒子が小さいことから肺の奥深くまで入り込むため、健康への影響が懸念されている。

人の健康の適切な保護を図るために維持されることが望ましい基準として、環境基準が定められ、年平均値15μg/m³以下、かつ、日平均値の98%値が35μg/m³以下とされている。

また、健康への影響が懸念される日平均値が70μg/m³を超過すると予想される場合などにおいては、県ではH25年3月から、県関係部局や市町村を通じ、保育所・幼稚園、小・中・高校や、報道機関等に対し、注意喚起を行うこととしている。令和元年度からは、県は個別の施設（保育所・幼稚園、小・中・高校等）に直接メールを配信するシステムを運用しており、市では、市内個別施設144か所への連絡体制を整え、メール配信システムを補完している。

伏木観測局の年平均値は8.0μg/m³、日平均値の98%値は20.0μg/m³であり、令和7年度に注意喚起の実施はなかった。

表 微小粒子状物質に係る環境基準の適合状況

単位：μg/m³

観測局	目 標 値（環境基準）	日平均値 の最高値	年平均値	日平均値 の 98%値	適合状況	
					短 期	長 期
伏 木	1 時間値の 1 年平均値が 15μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m ³ 以下であること。	32.3	8.0	20.0	○	○

(4) 二酸化窒素

一酸化窒素や二酸化窒素等の窒素酸化物は、酸性雨や光化学大気汚染の原因物質となり、特に二酸化窒素は高濃度で、呼吸器に好ましくない影響を与える。

伏木観測局の年平均値は、0.003ppmであり、環境基準に適合していた。

表 二酸化窒素に係る環境基準の適合状況

単位：ppm

観測局	目 標 値（環境基準）	年平均値	日平均値 の98%値	適合状況
伏 木	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	0.003	0.008	○

(5) 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、強い酸化力をもち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器へ影響を及ぼし、農作物等へも被害を与える。

高濃度汚染の出現時に対応するため、県では大気汚染防止法に基づき大規模工場の使用燃料削減を伴う「富山県大気汚染緊急時対策要綱」を定めている。本市では、要綱に基づき、小中学校、保育所等への緊急連絡体制を確保し、通報の迅速化を図り、被害の防止に努めている。

伏木観測局の年平均値は、0.035ppmであり、観測中に環境基準を超える時間があった。伏木観測局における環境基準に適合していた時間数の割合は、総時間数の95.6%であった。

なお、令和7年度は大気汚染緊急時の注意報は発令されなかった。

表 光化学オキシダントに係る環境基準の適合状況

単位：ppm

観測局	目 標 値（環境基準）	年平均値	1時間値 の最高値	適合状況
伏 木	1時間値が0.06ppm以下であること。	0.035	0.088	×※

※令和6年度全国の環境基準達成地点は0%。国立環境研究所（大原利真 アジア自然共生研究グループ広域大気モデリング研究室長）によると、国内の原因物質の濃度は発生源規制等により経年的に減少しているため、大きな要因として、アジア大陸からの越境汚染が考えられるとのこと。

(6) 大気環境の保全対策

工場・事業場9か所に立ち入りし、特定施設及び処理施設等の調査・指導を行った。

なお、公害防止協定締結工場について、使用燃料中の硫黄分検査等を実施したところ、いずれも許容値を下回っていた。

(7) 酸 性 雨

酸性雨とは、石炭や石油などの化石燃料の燃焼に伴って生ずる硫黄酸化物や窒素酸化物が上空で化学的に変化し、雨に溶け込んで酸性が強くなったもの（pH 5.6以下）のほか、酸性の強い霧や雪や、晴れた日でも風に乗って沈着する粒子状あるいはガス状の酸を併せたものをいう。

本市の令和7年度における降水のpH年平均値は4.6(3.4～5.7の範囲)であり、本市の結果は国・県の結果と同程度であった。

(8) ダイオキシン類の環境調査

ダイオキシン類の環境中への排出を減らすために、平成11年7月にはダイオキシン類対策特別措置法が制定され、この法律によりごみ焼却施設などに対する排ガス規制やダイオキシン類対策が進められている。市内の広小路地区、戸出地区の2か所で、年2回（夏季・冬季）の測定を行った。その結果、年平均値は0.0052～0.0055pg-TEQ/m³であり、いずれの地区においても環境基準に適合していた。

表 大気環境中ダイオキシン類調査結果

単位：pg-TEQ/m³

観測地区	環境基準	平均値	測定値	適合状況
広小路地区	0.6 以下	0.0055	0.0052～0.0057	○
戸出地区		0.0052	0.0045～0.0058	○

2 水 環 境（完全版 p21～p31）

(1) 河川の汚濁状況

市内の河川の水質については、国・県の調査と併せて主要な11河川、18地点で測定を行っており、河川の汚濁指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）は、いずれの地点においても環境基準に適合していた。

図 庄川、小矢部川類型指定の模式図

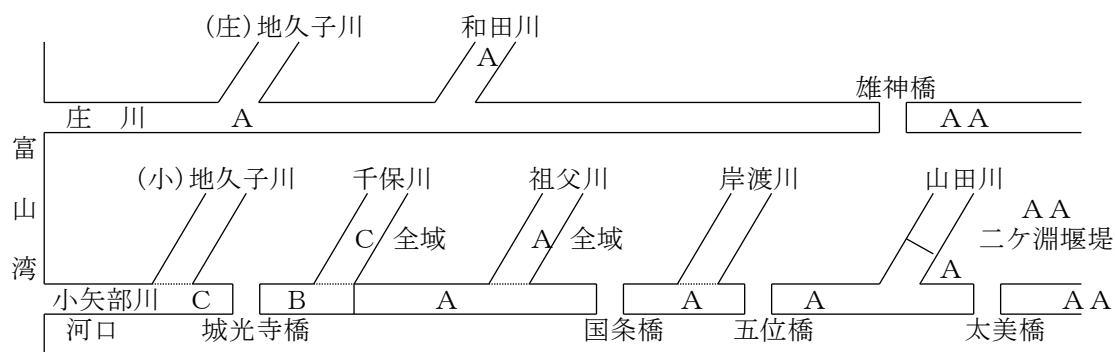


表 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				調査地点
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5～8.5	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5～8.5	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	[小]五位橋 [小]国条橋 [小]新祖父川橋 [庄]中田橋
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5～8.5	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	[小]城光寺橋
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5～8.5	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	[小]春日橋 [小]下島橋 [小]市場橋 [小]地子木橋 [小]河口
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0～8.5	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	
E	工業用水3級 環境保全	6.0～8.5	10mg/L以下	ゴミ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	

注1 基準値は日間平均値とする。

2 農業用利水点については、水素イオン濃度は6.0以上7.5以下、溶存酸素量は5mg/L以上とする。

3 [小]とは小矢部川水域、[庄]とは庄川水域である。

表 各調査地点におけるBOD環境基準適合状況

水 域	河 川 名	調 査 地 点	類 型	BOD(mg/ℓ)	適合状況	調 査 機 関
小矢部川	小 矢 部 川	五 位 橋	A	1.5	○	市
		国 条 橋		1.3	○	国
		城 光 寺 橋	B	1.1	○	国
		河 口	C	1.4	○	国
	祖 父 川	新 祖 父 川 橋	A	0.8	○	県・市
	岸 渡 川	岸 渡 川 五 位 橋	—	1.3	—	市
	千 保 川	春 日 橋	C	1.3	○	市
		下 島 橋		1.5	○	市
		市 場 橋		1.4	○	市
		地 子 木 橋		0.9	○	県・市
	地久子川	(庄) 地 久 子 橋	—	1.0	—	市
		(小) 港 東 橋		1.4		市
	子 撫 川	山 川 橋	—	1.6	—	市
	上 滝 川	福岡町西明寺 280 地先	—	1.5	—	市
	平 滝 川	福岡町西明寺 2663-2 地先	—	0.9	—	市
	西 明 寺 川	福岡町西明寺 1120 地先	—	1.3	—	市
	黒 石 川	黒 石 橋	—	1.2	—	市
庄 川	庄 川	中 田 橋	A	0.8	○	市

注 BODの数値は75%水質値である。「75%水質値」とは、全データをその値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目(nはデータ数)の値である。

(2) 地下水の汚染状況

地下水の状況については、県が地下水の測定計画に基づき有害物質27項目の水質調査を実施しており、本市も連携して調査を行っている。

本市域において県が9か所で調査を実施したほか、本市では、より詳細に把握するため、さらに26か所で調査を行った。その結果、すべての地点について環境基準に適合していた。

また、平成8年にテトラクロロエチレンによる地下水汚染が判明した戸出町地内について継続調査を実施した結果、すべての地点において環境基準に適合していた。

(3) ダイオキシン類の環境調査

河川及び地下水のダイオキシン類濃度を把握するため、河川水2地点、地下水2地点で調査を実施した結果、いずれの地点においても環境基準に適合していた。

表 水環境中ダイオキシン類の環境調査

単位：pg-TEQ/ℓ

調 査 地 点		環境基準	測 定 値	適合状況	実施主体
河川水	祖 父 川 新祖父川橋	1 以下	0.13	○	市
	千 保 川 地子木橋		0.25		
地下水	麻生谷		0.026	○	
	四屋		0.030		

(4) 水環境の保全対策

工場・事業場59か所に立ち入りし、排水基準の適合状況及び排水処理施設の維持管理状況等について調査・指導を行った。

また、ゴルフ場の農薬汚染の実態を把握するため、本市の公共用水域に影響を及ぼすと考えられるゴルフ場2か所において農薬に関する立入調査を実施した。その結果、ゴルフ場排水において、すべての項目で県の指導値を下回っていた。

表 業種別採水及び調査延べ件数

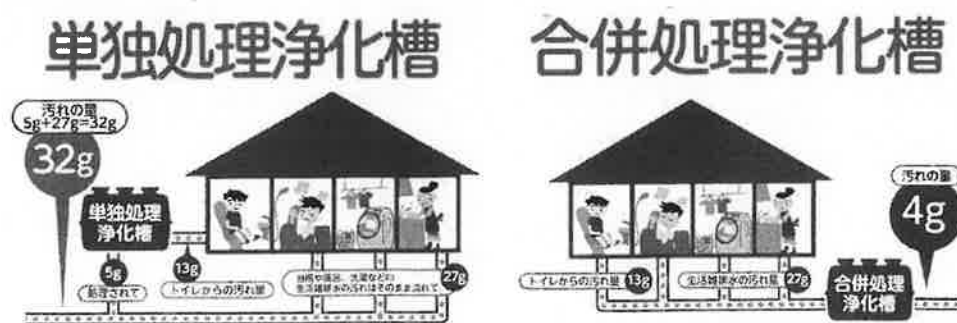
区 分	工場・事業場	採水・調査件数
協 定 工 場	10	49
鉄 鋼 ・ ア ル ミ ニ ウ ム	6	9
メ ッ キ ・ 皮 膜	9	19
食 品	11	17
窯 業 ・ そ の 他 の 業 種	23	40
合 計	59	134

(5) 浄化槽の設置状況

本市では、公共下水道計画が当面無い地域において、浄化槽設置補助の実施等により、処理性能の高い合併処理浄化槽への転換を推進しており、合併処理浄化槽の比率は増加傾向にある。なお、合併処理浄化槽の全設置基数については、公共下水道の延伸に伴い、減少している。

浄化槽設置状況	R7年度の 設置基数	比率の推移				
		R7年度	R6年度	R5年度	R4年度	H25年度
全設置基数	5,284基	100%	100%	100%	100%	100%
うち合併処理浄化槽	1,543基	29.2%	28.9%	28.5%	28.3%	23.2%
うち単独処理浄化槽	3,741基	70.8%	71.1%	71.5%	71.7%	76.8%

図 単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の違い



- 家庭などに設置するもので、水洗トイレからの汚水だけを処理して河川等に放流します。放流水は合併処理浄化槽よりも汚く、台所や洗濯などの生活雑排水はそのまま放流されるため河川等を汚染しています。
- 平成13年から設置が禁止されました。

- 家庭などに設置するもので、水洗トイレや台所、お風呂、洗濯などからの排水をきれいにして河川等に放流します。下水道と同等以上のきれいな水にして放流します。

出典：（公益社団法人）富山県浄化槽協会

(6) 浄化槽管理者への調査、指導状況

浄化槽の適正な維持管理促進のため、10月1日の「浄化槽の日」に合わせて、県と合同で浄化槽法定検査未受検の浄化槽管理者への92件の立入指導等（内訳…42件の立入指導、36件の書面指導、2件の電話指導、12件の浄化槽台帳・下水道台帳調査）を実施

(7) 合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付制度

本市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、指定した地域において、住宅に処理対象50人以下の合併処理浄化槽を設置する際に補助要件を満たす方に対して、補助金の交付を行っている。

令和7年度までの利用件数は1,219件となっており、補助金総額は692,313千円である。

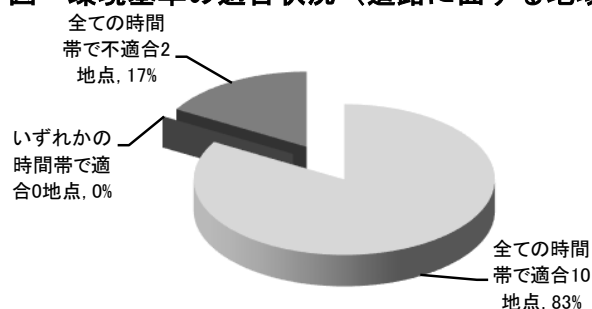
3 騒音（完全版 p32～p45）

市内の騒音の状況を把握するために、環境騒音、主要道路沿いの自動車交通騒音の測定及び新幹線鉄道騒音の測定を実施している。

(1) 自動車交通騒音（地点評価）

自動車交通騒音（地点評価）について、道路に面する地域12地点で調査を実施した結果、全ての時間帯で環境基準に適合していたのは10地点（83%）であった。

図 環境基準の適合状況（道路に面する地域）12地点



(2) 自動車交通騒音（面的評価）

自動車交通騒音（面的評価）は、自動車交通騒音の影響の大きい道路に面する地域で騒音に係る環境基準に基づき、騒音測定及び環境基準達成状況の評価等を行うものである。

自動車交通騒音（面的評価）について、昼夜ともに環境基準を達成していたのは、6,623戸中6,552戸（99.0%）であった。（参考：令和6年度環境基準達成率 98.7%）

表 自動車交通騒音（面的評価）の環境基準達成戸数

評価道路	評価戸数	昼・夜共に達成戸数		昼間のみ達成戸数		夜間のみ達成戸数		昼・夜共に超過戸数	
	(戸)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)
高速自動車国道	15	15	100	0	0	0	0	0	0
一般国道	2,807	2,738	97.5	15	0.6	26	0.9	28	1.0
県道	3,801	3,799	99.9	0	0	2	0.1	0	0
全体	6,623	6,552	99.0	15	0.2	28	0.4	28	0.4

(3) 自動車交通騒音（要請限度）

自動車交通騒音の実態を把握するため、主要道路沿い13地点で調査を実施した結果、いずれの地点においても自動車交通騒音の要請限度を下回っていた。

(4) 新幹線鉄道騒音

環境基準等の達成状況を把握し、今後の対策の基礎とするため、県が新幹線鉄道騒音の測定を実施した。令和7年度は、県内調査地点数13地点のうち、環境基準の超過は9地点であり、環境基準超過地点のうち1地点は高岡市内（福岡町一歩二歩付近）であった。（測定値71[dB]、基準70[dB]以下。）

県、沿線市、西日本旅客鉄道株式会社、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構等の関係者から構成される北陸新幹線環境基準連絡会議を定期的を開催し、情報共有・意見交換等の対応を行っている。

4 振 動（完全版 p46～p51）

道路交通振動の実態を把握するため、市内の主要道路12地点で調査を実施した結果、いずれの地点においても振動規制法に定める道路交通振動の要請限度を下回っていた。

5 悪 臭（完全版 p52～p54）

工場・事業場9か所に立ち入りし、敷地境界等で臭気物質の濃度測定を実施した結果、いずれも規制値を下回っていたが、臭気発生の防止に努めるよう指導している。

表 悪臭関係立入事業所件数

事業内容	調査事業所数
クラフトパルプ工場	1
下水処理場	3
化学工場	4
自動車附属品製造工場	1
合 計	9

6 地 下 水（完全版 p55～p62）

本市では、地下水の保全を図るため、観測井戸（市管理6か所、県管理5か所）を設置し、地下水位の観測を実施している。

地下水位の変動は、全体的にはほぼ横ばいに推移しているが、降雪時には消雪用井戸の密集する市街地において一時的に地下水位の低下が見られる。

地下水の保全と合理的な利用を推進するため、「富山県地下水指針」に基づき、県や関係機関と一体となって、井戸の設置者に対して節水の啓発や指導を行っている。

図 市南部地域（扇端部扇央部）における地下水位

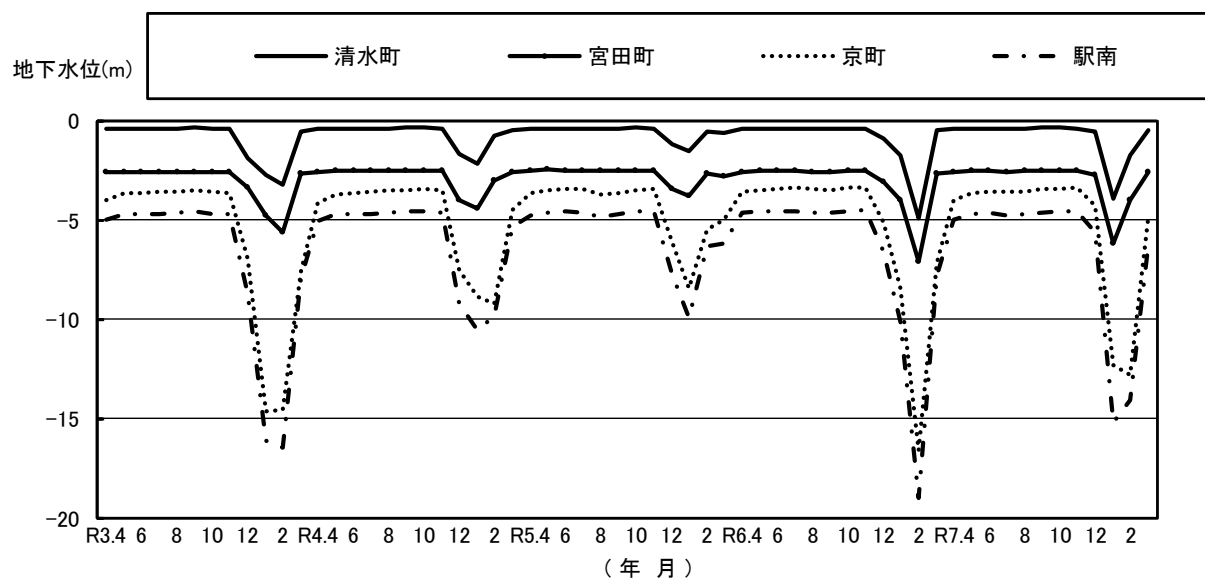


図 市街地部、海岸部地域における地下水位

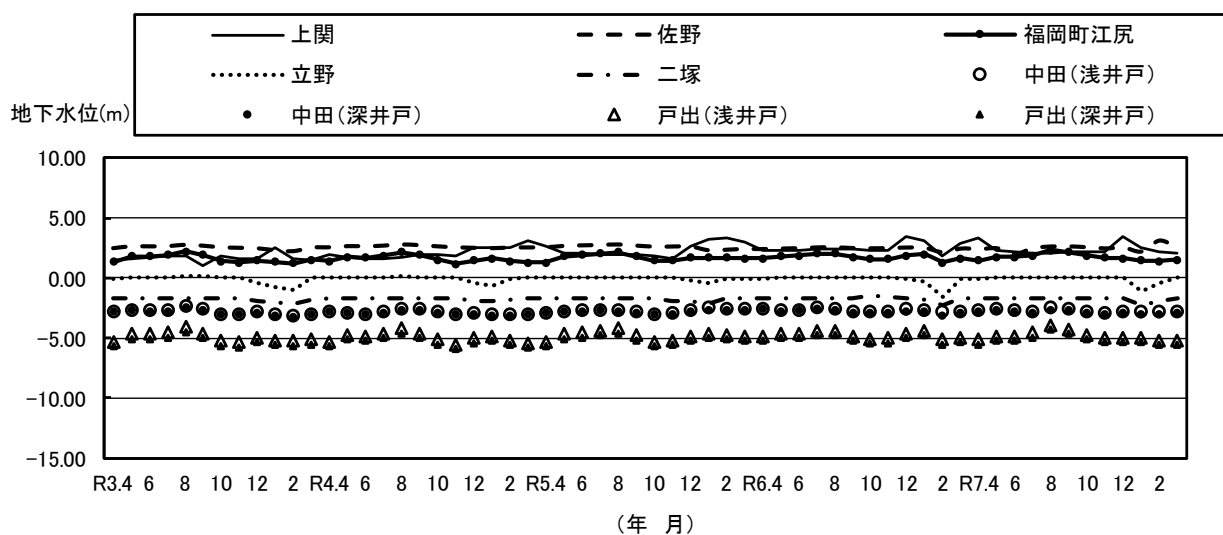


図 降雪量

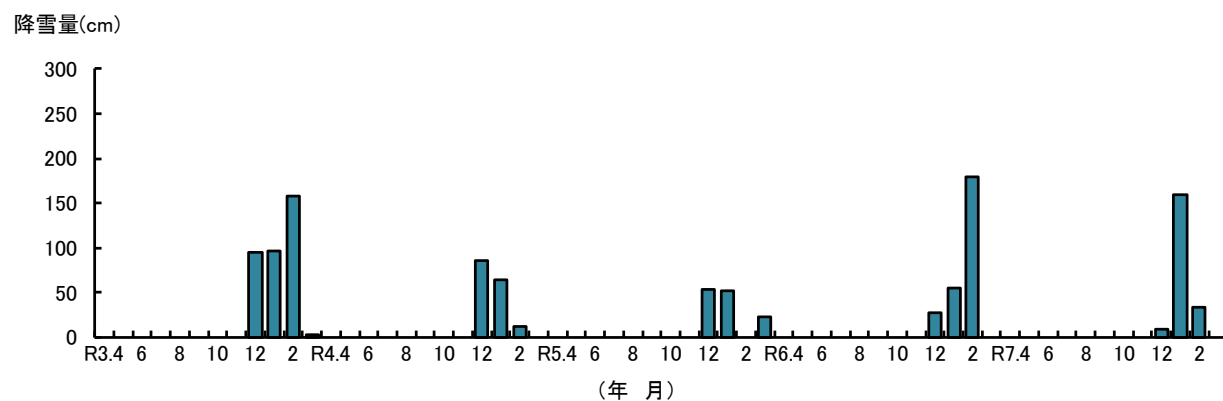


表 年度別地下水位の推移

単位：cm

年度 観測井		平成 28	平成 29	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
清水町		-66	-115	-55	-44	-97	-95	-67	-58	-93	-81
京町		-499	-634	-454	-381	-584	-607	-492	-444	-539	-522
駅南		-645	-791	-583	-505	-719	-723	-604	-561	-667	-655
宮田町		-284	-328	-271	-256	-285	-307	-285	-272	-309	-299
立野		-6	-20	+3	+5	-15	-13	-5	-3	-14	-11
佐野		+263	+257	+260	+260	+256	+255	+262	+260	+248	+252
上関		+257	+181	+193	+159	+173	+168	+211	+237	+251	+240
二塚		-181	-187	-174	-172	-176	-178	-174	-176	-171	-175
戸出	浅井戸	-498	-493	-490	-498	-491	-492	-495	-479	-473	-481
	深井戸	-537	-531	-529	-536	-528	-529	-532	-517	-510	-517
中田	浅井戸	-294	-285	-287	-296	-293	-280	-285	-271	-267	-271
	深井戸	-299	-291	-290	-294	-288	-288	-293	-279	-279	-284
福岡町江尻		+148	+155	+164	+161	+166	+161	+161	+172	+176	+175

(1) 冬期間の注意喚起水位

降雪時には市街地で地下水位の低下が見られる。水位低下により、一時的な井戸涸れや消雪設備停止のおそれがあることから、県では富山市および高岡市の地下水観測井に「注意喚起水位」を設定し、この水位を下回る状態が継続する場合、注意報や警報を発令し、地下水利用者に節水を呼びかけることとしている。なお、令和7年度は注意報の発令はなかった。

表 観測井と注意喚起水位

観測井	注意喚起水位	
	注意地下水位	警戒地下水位
京町	-21.1m	-23.9m

(2) 保安林の指定面積

地下水の利用と涵養の均衡を図り水循環系の健全性を確保する観点から、森林について国や県が指定する保安林（民有林）の指定面積を指標と定め、93,800ha[R8]まで増加させるとしている。（R6：92,750ha うち高岡市957ha）

(3) 地下水の涵養の普及・拡大

庄川・小矢部川流域の会員企業（61社）及び行政団体・商工団体（12団体）で構成する地下水利用対策協議会を通じて、地下水の合理的利用や涵養について普及啓発した。

また、地下水保全意識の次世代への継承のため、市内企業と連携し、水源涵養機能を有する森林の保全等を通して水の循環を学ぶ自然体験学習会を市内の小学生を対象に実施している。

7 公害苦情（完全版 p63）

令和7年度の公害苦情処理件数は18件であった。

公害に関する苦情のここ数年の傾向は、建物の建築や解体に伴う騒音、事業所における粉じんや焼却など、近隣住民への生活環境への影響に係るものが多い。

表 公害苦情の種類別及び月別数

種別 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
大気汚染	0	0	1	2	0	1	0	1	0	0	0	0	5
水質汚濁	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
騒音	0	0	0	1	0	1	2	0	0	1	2	0	6
振動	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
悪臭	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	3
その他	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
計	1	1	1	3	0	2	3	2	0	1	3	1	18

表 公害苦情の用途地域別数

種別 \ 用途地域	住居地域	近隣商業 商業地域	準工業 地 域	工業地域	工業専用 地 域	市街化 調整区域	計
大気汚染	1	2	0	0	0	2	5
水質汚濁	0	0	1	0	0	1	2
騒音	1	1	1	1	0	2	6
振動	1	0	0	0	0	0	1
悪臭	2	0	1	0	0	0	3
その他	0	0	0	0	0	1	1
計	5	3	3	1	0	6	18

※ 表中の数は苦情対象となる事業所数

8 住宅用太陽光発電システム高度利用促進補助金制度（完全版 p65）

本市では、平成21年度より住宅への太陽光発電システムの設置支援を開始し、令和4年度からは、蓄電等を活用した再生可能エネルギーの高度利用を促進するため、市内の住宅への蓄電池付太陽光発電システムに加え、PPAに基づく太陽光発電システム※設置への補助金交付を開始した。富山県でも、令和5年度から市と異なる支援制度を設け、設置支援をしている。

※電力の利用者がPPA事業者に敷地、屋根スペースを提供し、PPA事業者は太陽光発電設備の無償設置、運用及び維持管理を行うシステム

住宅用太陽光発電 システム	R7年度の 補助実績	補助実績（累計）			
		R7年度	R6年度	R5年度	H25年度
補助実績（件）	36（36）	1,775（94）	1,739（58）	1,670（13）	850
発電能力（kW）	199（199）	8,628（496）	8,430（298）	8,043（58）	3,782
蓄電池容量（kWh）	138（138）	1,950（555）	1,698（417）	1,141（73）	—

※（ ）内は、令和5年度から開始した富山県の補助事業の実績

9 啓発事業（完全版 p65～p69）

快適な環境を形成していくため、市民及び工場・事業場を対象に啓発事業を実施しているほか、「環境教室」や「こどもエコクラブ」の活動に対する支援を行った。

表 環境月間（6月）行事の概要

行 事	内 容
学習用紙(再生紙)の贈呈	市内企業の協力による市内の小・中・義務教育・特別支援学校並びに幼稚園・保育園（こどもエコクラブ登録の31園）へ再生資源（年賀状、割り箸）を活用した学習用紙贈呈

表 令和7年度の環境啓発事業の概要

啓 発 行 事	実 施 年 月	内 容
グリーンカーテン環境啓発事業	令和7年 4月～9月	こどもエコクラブに登録した市内の幼稚園・保育園（21園）に必要な資材を各園に提供し、自然環境に対する意識を醸成した。 また、5月には苗植え式に併せた簡易環境教室を実施（1園）
川のすこやかさ調べ （小学校）	令和7年7月	市内の河川や用水の「水辺のすこやかさ」を五感（見る・聞く・においをかぐ・味わう・触る）で判断する調査を実施し、環境保全の大切さについて理解を深めた。（1校）
地域環境教室 （幼稚園・保育園・こども園）	令和7年7月	グリーンカーテン・環境啓発事業に取り組むこどもエコクラブに登録の園において、園児を対象とした環境教室を市内企業と合同で実施（1園）
（中止※） 市内企業の社有林での自然体験 学習会 （小学校）	令和7年10月	小学生を対象に市内企業の社有林での間伐、枝打ちの見学、オリエンテーリング等の体験を通して、貴重な森林資源の保全や森林の働きについて学ぶ自然体験学習会（2校） （※全国的な熊出没のため、直前で中止。）

10 公害防止協定（完全版 p70）

公害防止に取り組む施策の一環として、法律や条例による規制とは別に、本市と企業・団体（21事業所）との間で公害防止協定を締結している。

協定工場の立入調査結果は、いずれの工場においても許容値を下回っていた。

11 環境基本計画の推進（完全版 p72～p75）

本市では、高岡市環境基本条例で掲げる基本理念のもと、平成 30 年 3 月に高岡市環境基本計画（第 2 次）を策定し、環境に関する施策や事業を推進している。

本計画では、「人づくり」などに重点を置いた基本的な考え方を掲げるとともに、人と自然が共生し、環境に負荷をかけない持続可能な都市の実現に取り組むこととしている。

施策の方向性は、次の 5 つの分野ごとの目標に基づき体系化している。

- ①安全で健康的に暮らせる生活環境のまち（生活環境）
- ②環境への負荷の少ないエコライフスタイルのまち（地球環境）
- ③自然や歴史・文化を守り育てていくまち（歴史的・文化的快適環境）
- ④自然の恵みと共生するまち（自然環境）
- ⑤環境に高い関心を持ち自ら行動するまち（環境教育）

12 高岡市地球温暖化対策実行計画の推進（完全版 p80～p81）

本市ではこれまで、市役所の事務事業を対象として、「地球温暖化防止高岡市役所実行計画（第 5 次）」（計画期間 2017 年度～2030 年度）に基づき、電灯・OA 機器の節電、両面コピー・再生紙の利用拡大、冷暖房温度管理の徹底、公用車のアイドリングストップ運動など環境に配慮した取り組みを実施し、温室効果ガスの排出削減に努めてきたところ。

2023 年 3 月に、高岡市地球温暖化対策実行計画（計画期間 2023 年度～2030 年度）を策定し、計画は、市全体を対象とした「区域施策編」と市役所の事務事業を対象とした「事務事業編」（地球温暖化防止高岡市役所実行計画（第 5 次）を全面改訂。）から成っている。「区域施策編」では 2030 年度まで 2013 年度と比較して、市全体で温室効果ガス排出量の 51.6%削減を目指し、同様に「事務事業編」では市の事務事業において 60%以上の削減を目指している。

また、2023 年 11 月、本市は国の「脱炭素先行地域（第 4 回）」に選定され、主に高岡駅前中心市街地エリア、福岡金属工業団地において、先行的に中心市街地の脱炭素と地域における資源循環を推進するものとしている。あわせて、2023 年 12 月、本市はゼロカーボンシティ宣言を行い、2050 年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した。

これらを踏まえ、本市では、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みを加速させていく。

令和 7 年度の市の事務事業に関する温室効果ガス（二酸化炭素換算）排出量は、23,365t-CO₂で、基準年度 2013 年度（平成 25 年度）に比べて 60.7%減少（36,089t-CO₂ 減少）し、2030 年度（令和 12 年度）の国の目標である 46%減（32,105t-CO₂）及び高岡市地球温暖化対策実行計画の目標である 60%減（23,782t-CO₂）を達成することができた。

今後とも、一層の温室効果ガスの削減に向けて、LED 照明への切り替えによる電力使用量削減等の省エネルギー対策の推進に努めていきたい。

表 温室効果ガス(二酸化炭素換算)排出量(対象：市関係の全施設)の実績

取 組 項 目	R12 年度 (2030) 目 標	R 7 年度 (2025) 実 績	R 6 年度 (2024) 実 績	R 5 年度 (2023) 実 績	H25 年度 (2013) 基準年度	適合 状況
温室効果ガス総排出量 (t・CO ₂)	23,782 (60%減)	23,365	25,408	25,314	59,454	○ (基準年 度と比べ、 60.7%減。 国の 削減目標 46%減 及び 高岡市 地球温暖 化対策 実行計画 目標 60%減 に適合。)
(1) 電力使用	高岡市 地球温暖 化対策 実行計画 目標	14,758	16,373	16,199	30,909	
(2) 冷暖房等燃料使用		6,712	6,971	7,147	8,984	
(3) 公用車燃料使用		642	673	693	880	
(4) 一般廃棄物に混入 する廃プラスチック類の 焼却		—	—	—	16,101	
(5) 二酸化炭素以外 の温室効果ガス の量		1,253	1,390	1,275	2,580	

13 環境マネジメントの取り組み(完全版 p81～p87)

本市では、環境に配慮した取り組みの実効性を確保するとともに、より一層の充実を図るため、平成14年度より環境マネジメントシステムを構築し、事務事業における省資源・省エネ活動、環境に配慮した公共工事、環境保全事業を実践している。

本市の環境マネジメントシステムでは、「高岡市の環境方針」に基づき市独自のマニュアルを策定し、目的・目標・プログラム等を定めシステムを運用している。

環境目標は、次の3つの柱で構成されている。

- ① 省資源、省エネルギー、リサイクルの推進
- ② 建築・土木工事に係る環境配慮
- ③ 環境保全対策の充実と緑化の効果的推進

令和7年度実績

① 省資源、省エネルギー、リサイクルの推進

取 組 項 目	目 標	R7年度 実績	R6年度 実績	R5年度 実績	R7年度 適合状況
庁舎のエネルギー使用量 (本庁舎・旧福岡庁舎) 原油換算量(kℓ)	庁 舎 の エ ネ ル ギ ー 使 用 量 を 毎 年 1%削減	553	521	531	×
主な内訳： 電力使用量(千kWh) 都市ガス量(千m ³)		電力 1,702 都市ガス 102	電力 1,621 都市ガス 92	電力 1,670 都市ガス 89	
庁用車ガソリン量 (本庁・出先)(千ℓ)	毎年1% 削減	46	50	52	○
庁舎水道使用量(千m ³) (本庁舎・旧福岡庁舎)	毎年1% 削減	13.3	14.3	16.1	○
用紙使用量(千枚) (本庁舎・旧福岡庁舎)	毎年1% 削減	7,523	7,349	6,998	×
庁用車エコカー台数(台) ハイブリッド(HV)・電気 (EV)・バイオディーゼルの(BDF)	増加を 図る	16 HV乗用：8 HVごみ収集：2 電気：6	13 HV乗用：6 HVごみ収集：2 電気：5	10 HV乗用：6 HVごみ収集：2 電気：2	○
ノーマイカーデー参加 (回/月・人)	増加を 図る	0.8～1.2	1.0～1.2	0.8～1.4	△

② 建築・土木工事に係る環境配慮(3,000万円以上の工事について環境目標を設定)

令和7年度	令和6年度	令和5年度
計81件 ・舗装工事(1件) ・建築工事(6件) ・土木工事(17件) ・管工事(4件) ・上下水道管渠工事(44件) ・機械器具設置工事(1件) ・電気工事(3件) ・塗装工事(4件) ・解体工事(1件)	計51件 ・舗装工事(3件) ・建築工事(5件) ・土木工事(11件) ・管工事(3件) ・上下水道管渠工事(19件) ・水道施設工事(1件) ・機械器具設置工事(2件) ・電気工事(4件) ・造園工事(3件)	計43件 ・舗装工事(3件) ・建築工事(4件) ・土木工事(6件) ・管工事(3件) ・上下水道管渠工事(17件) ・解体工事(4件) ・機械器具設置工事(1件) ・電気・電気通信工事(4件) ・さく井工事(1件)

③ 環境保全対策の充実と緑化の効果的推進

高岡市環境基本計画に基づき、環境関連事業のマネジメントを行った。
実施結果については、今後とも内容の改善や充実に努めてまいりたい。

たかおかの環境（令和7年度）

令和8年（2026年） 9月 発行

編集 高岡市生活環境文化部環境政策課

高岡市長慶寺 640番地

電話 0766（22）3212

印刷部数 90部

